

で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。)があつたとき。

三 前条第1項の規定により指定居宅支援事業者の指定を取り消したとき。

(指定知的障害者更生施設等の指定)

第15条の24 第15条の11第1項の指定は、厚生労働省令の定めるところにより、知的障害者更生施設、特定知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮(以下「知的障害者更生施設等」という。)であつて、その設置者の申請があつたものについて行う。

(指定知的障害者更生施設等に係る指定の申請)

第37条 法第15条の24第1項の規定により指定知的障害者更生施設等(法第15条の11第1項に規定する指定知的障害者更生施設等をいう。次条において同じ。)の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 施設の名称及び設置の場所

二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 設置者の定款及びその登記簿の謄本又は条例等

五 併設する施設がある場合に於ては、当該併設する施設の概要

六 施設の管理者の氏名及び住所

七 運営規程

八 入所者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省

令81号) 第35条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十一 当該申請に係る事業に係る施設訓練等支援費の請求に関する事項

十二 その他指定に関し必要と認める事項

(指定知的障害者更生施設等の設置者の住所等の変更の届出)

第38条 指定知的障害者更生施設等の設置者は、前条第1号から第7号まで及び第11号に掲げる事項(第4号に掲げるものについては、当該指定に係る事業に関するものに限る。)に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定知的障害者更生施設等の設置の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定知的障害者更生施設等の指定をしてはならない。

一 申請者が地方公共団体又は社会福祉法人でないとき

二 申請者が、第15条の26に規定する指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準に従つて適正な知的障害者更生施設等の運営をすることができないと認められるとき。

(指定知的障害者更生施設等の設置者の責務)

第15条の25 指定知的障害者更生施設等の設置者は、入所者の心身の状況等に応じて適切

な知的障害者施設支援を提供するとともに、自らその提供する指定施設支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定施設支援を受ける者の立場に立つてこれを提供するように努めなければならない。

(指定知的障害者更生施設等の基準)

第15条の26 指定知的障害者更生施設等の設置者は、厚生労働省令で定める指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準に従い、指定施設支援を提供しなければならない。

(変更の届出)

第15条の27 指定知的障害者更生施設等の設置者は、設置者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、厚生労働省令の定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第15条の28 都道府県知事は、施設訓練等支援費の支給に関して必要があると認めるときは、指定知的障害者更生施設等の設置者若しくはその長その他の従業者（以下この項及び第15条の30において「指定施設設置者等」という。）である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定施設設置者等である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは指定知的障害者更生施設等について設備若しく

は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第15条の21第2項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。

(指定の辞退)

第15条の29 指定知的障害者更生施設等は、3月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

(指定の取消し)

第15条の30 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定知的障害者更生施設等に係る第15条の11第1項の指定を取り消すことができる。

一 指定知的障害者更生施設等の設置者が、第15条の26に規定する指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準に従つて当該施設の適正な運営をすることができなくなつたとき。

二 施設訓練等支援費の請求に関し不正があつたとき。

三 指定施設設置者等が、第15条の28第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 指定施設設置者等が、第15条の28第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（当該指定知的障害者更生施設等の従業者がその行為をした場合におい

て、その行為を防止するため、当該指定知的障害者更生施設等の設置者又はその長が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

五 指定知的障害者更生施設等の設置者が、不正の手段により指定知的障害者更生施設等の指定を受けたとき

。

2 市町村は、施設訓練等支援費の支給に係る指定施設支援を行つた指定知的障害者更生施設等について、前項第1号又は第2号に該当すると認めるときは、その旨を当該指定知的障害者更生施設等の所在地の都道府県知事に通知することができる。

(公示)

第15条の31 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 指定知的障害者更生施設等の指定をしたとき。

二 第15条の29の規定による指定知的障害者更生施設等の指定の辞退があつたとき

。

三 前条第1項の規定により指定知的障害者更生施設等の指定を取り消したとき。

第3節 居宅介護、施設入所等の措置

(居宅介護等)

第15条の32 市町村は、知的障害者居宅支援を必要とする者が、やむを得ない事由により第15条の5又は第15条の7の規定により居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給を受けることが著しく困難であ

(知的障害者居宅介護に関する措置の基準)

第8条 法第15条の32第1項に規定する措置のうち知的障害者居宅介護の措置は、当該知的障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれ

ると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、知的障害者居宅支援を提供し、又は当該市町村以外の者に知的障害者居宅支援の提供を委託することができる。

ている環境に応じて適切な知的障害者居宅介護を提供し、又は知的障害者居宅介護の提供を委託して行うものとする。

(知的障害者デイサービスに関する措置の基準)

第9条 法第15条の32第1項に規定する措置のうち知的障害者デイサービスの措置は、当該知的障害者又はその介護を行う者の自立の促進、生活の改善等を図ることができるよう、当該知的障害者又はその介護を行う者の障害その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切な知的障害者デイサービスを提供することができる施設を選定して行うものとする。

(知的障害者短期入所に関する措置の基準)

第10条 法第15条の32第1項に規定する措置のうち知的障害者短期入所の措置は、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な知的障害者短期入所を提供することができる施設を選定して行うものとする。

(知的障害者地域生活援助に関する措置の基準)

第11条 法第15条の32第1項に規定する措置のうち知的障害者地域生活援助の措置は、当該知的障害者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該知的障害者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な知的障害者地域生活援助を提供し、又は知的障害者地域生活援助の提供を委託して行うも

のとする。

- 2 市町村は、その福祉を図るため、必要に応じ、日常生活を営むのに支障がある18歳以上の知的障害者につき、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託することができる。

(施設人所等の措置)

- 第16条 市町村は、18歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。

一 (略)

二 やむを得ない事由により第15条の11の規定により施設訓練等支援費の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の設置する知的障害者更生施設等に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する知的障害者更生施設等若しくは心身障害者福祉協会の設置する福祉施設に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。

三 知的障害者の更生援護を職親(知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要な指導訓練を行うことを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。)に委託すること。

- 2 市町村は、前項第2号又は第3号の措置を採るに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には

(職親)

- 第39条 法第16条第1項第3号に規定する職親になることを希望する者は、居住地の市町村長にその旨を申し出なければならない。

、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。

(措置の解除に係る説明等)

第17条 市町村長は、第15条の32又は前条第1項の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者又はその保護者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者又はその保護者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

(行政手続法の適用除外)

第17条の2 第15条の32又は第1

(法第17条に規定する厚生労働省令で定める場合)

第40条 法第17条に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該措置に係る者が市町村の区域又は福祉事務所の所管区域を超えて他の区域又は所管区域に居住地（居住地を有しないか、又は明らかでないときは、現在地）を移した場合とする。

(知的障害者居宅生活支援事業等に関する届出)

第41条 法第18条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～八 (略)

2 (略)

第42条 法第20条第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四 (略)

(身分を示す証明書の様式)

第43条 法第15条の21第2項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第1号のとおりとする。

2 法第15条の28第2項において準用する法第15条の21第2項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第2号のとおりとする。

3 法第21条の2第2項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第3号のとおりとする。

6条第1項の措置を解除する
処分については、行政手続法
(平成5年法律第88号)第3章
(第12条及び第14条を除く。
)の規定は、適用しない。

(受託義務)

第21条の4 知的障害者居宅生
活支援事業を行う者又は知的
障害者援護施設の設置者は、
第15条の32第1項又は第16条
第1項第2号の規定による委託
を受けたときは、正当な理由
がない限り、これを拒んでは
ならない。

(知的障害者デイサービスセン
ター)

第21条の5 知的障害者デイサ
ービスセンターは、知的障害
者デイサービスを提供するこ
とを目的とする施設とする。

(知的障害者通勤寮)

第21条の8 知的障害者通勤寮
は、就労している知的障害者
に対し、居室その他の設備を
利用させるとともに、独立及
び自活に必要な助言及び指導
を行うことを目的とする施設
とする。

(市町村の支弁)

第22条 次に掲げる費用は、市
町村の支弁とする。

一 第13条第2項の規定によ
り市町村が設置する知的障
害者福祉司に要する費用

一の二 第15条の5又は第15
条の7の規定により市町村
が行う居宅生活支援費又は
特例居宅生活支援費の支給
に要する費用

一の三 第15条の11の規定に
より市町村が行う施設訓練
等支援費の支給に要する費
用

一の四 第15条の32の規定に
より市町村が行う行政措置

に要する費用

二 第16条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用

三 (略)

(都道府県の支弁)

第23条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 第12条第1項の規定により都道府県が設置する知的障害者更生相談所に要する費用

二 第13条第1項の規定により都道府県が設置する知的障害者福祉司に要する費用

三 (略)

(都道府県の負担及び補助)

第25条 都道府県は、政令の定めるところにより、第22条の規定により市町村が支弁した費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第22条第1号の3の費用（知的障害者通勤寮支援に係る施設訓練等支援費の支給に要する費用及び次号に掲げる費用を除く。）及び同条第2号の費用（第16条第1項第2号の規定による行政措置（知的障害者通勤寮に係るものを除く。）に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。）のうち、福祉事務所を設置しない町村が行うものについては、その4分の1

二 第22条第1号の3の費用（第9条第1項に規定する居住地を有せず、又は居住地が明らかでない知的障害者（以下この条において「居住地不明知的障害者」という。）についての施設訓練等支援費の支給（知的障害者通勤寮支援に係るものを除

(都道府県又は国の負担)

第12条 法第25条第1項又は第26条第1項の規定による都道府県又は国の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 法第22条第3号又は第23条第3号に掲げる費用のうち知的障害者援護施設の設置に要する費用については、次に掲げる額の合計額

イ 当該知的障害者援護施設の用に供する建物の建築、買収又は改造を行おうとする時における建築費、買収費又は改造費を基準として厚生労働大臣が定める1平方メートル当たりの建築単価、買収単価又は改造単価に、厚生労働大臣が定める範囲内の当該建築、買収又は改造に係る延べ平方メートル数を乗じて得た額（その額が当該年度において現に当該建築、買収又は改造に要した費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入

く。)に要する費用に限る。
。)及び第22条第2号の費用(第16条第1項第2号の規定により居住地不明知的障害者について市町村が行う行政措置(知的障害者通勤寮に係るものを除く。)に要する費用に限る。)については、その10分の5

三 第22条第3号の費用のうち、知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用については、その4分の1

2 都道府県は、政令の定めるところにより、第22条の規定により市町村が支弁した費用のうち、次に掲げるものについて補助することができる。

一 第22条第1号の2の費用(知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に要する費用及び次号に掲げる費用を除く。)及び同条第1号の4の費用(知的障害者地域生活援助及び第15条の32第2項の行政措置に係る費用並びに次号に掲げる費用を除く。)については、その4分の1以内

二 第22条第1号の2の費用(第15条の5又は第15条の7の規定により居住地不明知的障害者について市町村が行う居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給(知的障害者地域生活援助に係るものを除く。)に要する費用に限る。)及び第22条第1号の4の費用(居住地不明知的障害者についての知的障害者地域生活援助に係る費用を除く。)については、その10分の5以内

の額を控除するものとする。
。)を超えるときは、当該費用の額とする。)

ロ 厚生労働大臣が入所定員その他の事情を考慮して定める基準によつて算定した当該知的障害者援護施設の用に供する建物の建築、買収又は改造に伴い必要となる機械、器具その他の設備に要する費用の額(その額が当該年度において現に当該設備に要した費用の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。))を超えるときは、当該費用の額とする。)

二 法第22条第2号に掲げる法第16条第1項第2号の行政措置に要する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第22条第2号に掲げる費用(法第16条第1項第2号の行政措置に要する費用に限る。)の額(その額が当該年度において現に要した当該費用の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。))を超えるときは、当該費用の額とする。)から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第27条の規定による徴収金の額を控除した額

三 法第22条第1号の3に掲げる法第15条の11第1項の施設訓練等支援費の支給に要する費用については、同条第2項第1号に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した費用の額(その

(国の負担及び補助)

第26条 国は、政令の定めるところにより、第22条又は第23条の規定により市町村又は都道府県が支弁した費用について、次に掲げる費用の10分の5を負担する。

一 第22条第1号の3の費用（知的障害者通勤寮支援に係るものを除く。）

二 第22条第2号の費用のうち、第16条第1項第2号の規定による行政措置（知的障害者通勤寮に係るものを除く。）に要する費用

三 第22条第3号の費用のうち、知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用

四 第23条第3号の費用のうち、知的障害者更生施設又は特定知的障害者授産施設の設置に要する費用

2 国は、政令の定めるところにより、第22条の規定により市町村が支弁した費用のうち、同条第1号の2の費用（知的障害者地域生活援助に係るものを除く。）及び同条第1号の4の費用（第15条の32第1項の行政措置のうち、知的障害者地域生活援助の提供若しくは提供の委託に要する費用又は同条第2項の行政措置に要する費用を除く。）については、その2分の1以内を補助することができる。

額が当該年度において現に当該指定施設支援（同条第1項に規定する指定施設支援をいう。）に要した費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から同条第2項第2号に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額を控除した額

(都道府県又は国の補助)

第13条 法第25条第2項又は第26条第2項の規定による都道府県又は国の補助は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 法第22条第1号の4に掲げる法第15条の32第1項の行政措置に要する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第22条第1号の4に掲げる費用（法第15条の32第1項の行政措置に要する費用に限る。）の額から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第27条の規定による徴収金の額及び当該費用のためのその他の収入の額の合計額を控除した額

二 法第22条第1号の2に掲げる費用のうち法第15条の5第1項の居宅生活支援費又は法第15条の7第1項の特例居宅生活支援費の支給に要する費用については、法第15条の5第2項第1号（法第15条の7第2項において準用する場合を含む。）に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した費用の

額（その額が当該年度において現に当該指定居宅支援（法第15条の5第1項に規定する指定居宅支援をいう。）又は当該基準該当居宅支援（法第15条の7第1項に規定する基準該当居宅支援をいう。）に要した費用（法第15条の5第1項に規定する特定費用を除く。）の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から法第15条の5第2項第2号（法第15条の7第2項において準用する場合を含む。）に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額を控除した額

（費用の徴収）

第27条 第15条の32又は第16条第1項第2号の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき市町村の長は、当該知的障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該行政措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

（準用規定）

第27条の2 社会福祉法第58条第2項から第4項までの規定は、国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第2条第2項第4号の規定又は同法第3条第1項第4号及び第2項の規定により普通財産の譲渡又は貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

第27条の3 （略）

（不正利得の徴収）

第27条の4 市町村は、偽りその他不正の手段により居宅生

活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費（第28条において「居宅生活支援費等」という。）の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 市町村は、指定居宅支援事業者及び指定知的障害者更生施設等（以下この項において「指定居宅支援事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により居宅生活支援費又は施設訓練等支援費の支払を受けたときは、当該指定居宅支援事業者等に対し、その支払った額を返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

- 3 前2項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。

（租税その他公課の非課税）

第27条の5 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課することができない。

（受給権等の保護）

第28条 居宅生活支援費等を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（町村の一部事務組合等）

第29条 （略）

（大都市等の特例）

第30条 この法律の規定中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下この

条において「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下この条において「中核市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市(以下この条において「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(条例による過料)

第32条 市町村は、条例で、第15条の8第2項後段若しくは第15条の9第2項の規定による居宅受給者証の提出若しくは返還又は第15条の13第2項後段若しくは第15条の14第2項の規定による施設受給者証の提出若しくは返還を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

(大都市等の特例)

第14条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)において、法

(権限の委任)

第44条 法第30条の3第1項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第2号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第14条第4号に規定する権限

二 法第30条の2第1項に規定する権限

(町村の一部事務組合等)

第45条 (略)

(大都市の特例)

第46条 令第14条第1項の規定により、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)が知

第30条第1項の規定により、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の30の3第1項から第5項までに定めるところによる。

2 （略）

的障害者の福祉に関する事務を処理する場合においては、第32条から第35条まで、第36条第1項及び第3項、第37条並びに第38条中「都道府県知事」とあるのは、「指定都市の市長」と読み替えるものとする。

（中核市の特例）

第47条 令第14条第2項の規定により、地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）が知的障害者の福祉に関する事務を処理する場合においては、第32条から第35条まで、第36条第1項及び第3項、第37条並びに第38条中「都道府県知事」とあるのは、「中核市の市長」と読み替えるものとする。

別表第1号（第43条関係）

（略）

別表第2号（第43条関係）

（略）

別表第3号（第43条関係）

（略）